

個人のお客さま限定

銀行でも
証券でも

ご家族 ご友人

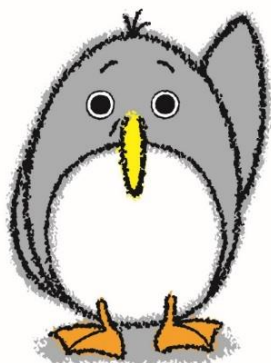
百五でNISA

ご紹介キャンペーン

キャンペーン期間

に・い・さ

2024.2.13 ▶ 2024.8.30



© Marcus Pfister. All rights reserved.

紹介したご家族やご友人が、百五銀行または百五証券でNISA口座開設をお申込みいただくと、ご紹介者さまにもれなく

紹介1名につき

JCBギフトカード**1,000**円プレゼント！

上限**10,000**円 最大10名さままで対象です

ご紹介からプレゼントまでの流れ

1

ご紹介者さま

担当者よりキャンペーンの内容をご案内させていただきます。「ご紹介カード」に必要事項をご記入のうえ、切り取らずにご家族やご友人にお渡しください。

※ご紹介をする方は、百五銀行に投資信託口座をお持ちのお客さま、または百五証券に証券総合口座をお持ちのお客さまに限らせていただきます。

2

ご紹介を受ける方

百五銀行または百五証券でNISA口座開設お申込み時に、ご紹介者さまより預かった「ご紹介カード」をお持ちいただき、ご記入のうえ担当者へお渡しください。

※すでに口座をお持ちの場合も、NISA口座が無い方は対象です。

3

ご紹介者さま

ご紹介者さまにギフトカードをプレゼントいたします。

※プレゼントのお渡しは10月を予定しています。



このキャンペーンのご留意いただきたい事項について、詳しくは裏面をご確認ください。>>>

ご紹介カード お客さま記入欄 ※必ずご本人さまがそれぞれご記入ください。

※ご署名いただいた時点で「ご紹介をする方」「ご紹介を受ける方」になられることに同意したものとみなします。
※ご記入いただいたお客さまの情報は、本キャンペーンにかかる金融商品やサービスに関する各種ご提案、プレゼントの抽選・交付についてのみ使用させていただきます。



ご紹介者さま



ご紹介者さまのご家族ご友人

お名前

お名前

生年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日

お取引店 百五銀行 支店
百五証券

お取引店 百五銀行 支店
百五証券

銀行・証券使用欄

	紹介者さま		被紹介者さま	
銀行	店番	CIF	店番	投信・仲介CIF
証券	部店番号	口座番号	部店番号	口座番号

受付日：

NISA受付店		
店番	店名	受付者印

《キャンペーンに関するご留意事項》

- キャンペーンの対象は、個人のお客さまに限らせていただきます。●2024年8月30日申込受付分までを対象といたします。●紹介者は百五銀行で投資信託口座をお持ちのお客さま、または百五証券で証券総合口座をお持ちのお客さまに限らせていただきます。●ご紹介人数に上限はありませんが、プレゼントの対象となるのは紹介者1名あたり最大10名さま分までです。●プレゼント対象者集計時（2024年9月上旬）までに紹介者・被紹介者が投資信託口座または証券総合口座を解約されている場合、プレゼント対象外となります。●他の金融機関で開設されているNISA口座を移管される場合は、あらかじめ移管前の金融機関で廃止のお手続きをいただいた後、お申込が可能となりますので、ご注意ください。●不適切なお取引と判断した場合は、キャンペーン対象外とさせていただきます。●紹介カードの提出をもって、キャンペーンへの応募とさせていただきます。●プレゼントは2024年10月（予定）に、お届けのご住所へ郵送、または担当者より直接交付いたします。●プレゼントは課税対象となる場合があります。詳しくは税理士またはお近くの税務署にご確認ください。●お取扱い期間中であっても、商品内容を変更したり、お取扱いを中止することがあります。

このキャンペーンについて詳しくは、お近くの百五銀行または百五証券までお問い合わせください。

+++++

百五銀行のお取引にあたってのご留意事項

【投資信託全般について】投資信託は預金商品ではありません。●銀行で取扱う投資信託は預金保険制度、投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託は元本保証および利回り保証のいずれもありません。●当行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●投資信託に組入れた株式・債券などの価額の下落やそれらの株式・債券などの発行者の信用状況の悪化、また外貨建て資産に投資している場合は為替相場の変動、さらにそれらの発行者の信用状況の悪化の影響などにより、基準価額が下落し損失を被ることがあります。●投資信託には、換金に制限のある商品もありますので、事前にご確認ください。●投資信託の購入は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」の交付を受け、重要事項などの説明を受けられたうえで、ご自身の判断をお願いします。●投資信託のお取引に関しては、書面による契約の解除（クーリング・オフ）の適用はありません。●投資信託の種類によっては、「百五積立投信」の対象外となるものがあります。

【投資信託のリスクについて】

●投資信託に組み入れられている株式、債券などの有価証券により、リスクは異なります。主なリスクとして次のものがあります。

株式の価格変動リスク、債券の価格変動リスク、不動産投信の価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク（換金・権利行使・契約解除の制限）、カントリーリスク ※各商品のリスクの詳細については、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」をご覧ください。

【投資信託でご負担いただく主な費用（手数料など）について】

●投資信託のお取引に関しては、以下の費用（手数料など）が商品によっては必要になります。

〈直接ご負担いただく費用〉ご購入時のお申込手数料…購入金額に対して最高3.3%【税込】／信託財産留保額…基準価額に対して最高0.3%

〈間接的にご負担いただく費用〉信託財産から差し引かれるため、別途お支払いいただく必要はございません。／保有期間中の信託報酬…投資信託保有残高に対して最高2.255%【税込】／その他費用…実際の取引等に応じて事後的に決まる費用であるため、その金額については事前に表示することができません。

※各商品の手数料などの詳細については、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」をご覧ください。

投資信託の販売および金融商品仲介業務を行う登録金融機関

商号等／株式会社百五銀行 登録番号／東海財務局長(登金)第10号 加入協会／日本証券業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会

【重要】百五証券と百五銀行が提供するサービスの留意事項

◆百五証券は百五銀行のグループ会社として、お客さまのご同意をいただいたうえで情報を共有し、両社が連携してより良いサービス・商品のご提供をいたします。

◆百五証券と百五銀行は、別法人ですのでご提供するサービス・商品が異なり、各種手続き方法も異なります。

◆百五証券の証券口座は、百五銀行の金融商品仲介業務を通じて百五証券仲介口座としても開設いただくことができます。金融商品仲介業務のお取扱いについて詳しくは、以下のご留意事項をご確認ください。

◆百五証券担当者は、百五銀行が提供する商品・サービスの詳細のご説明は行うことができません。詳しくは百五銀行の担当者からご説明いたします。

◆百五銀行担当者は、百五証券が提供する商品・サービスの詳細のご説明は行うことができません。詳しくは百五証券の担当者からご説明いたします。

百五証券のお取引にあたってのご留意事項

【手数料等について】商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（国内の金融商品取引所に上場されている株式（単元未満株式を除きます。）の場合は約定金額に対して最大1.155%（税込）、ただし、最低2,750円（税込）の売買委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります。

【リスク等について】各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況を含みます）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生じるおそれ（元本欠損リスク）があります。

※上記の手数料等およびリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

販売会社 商号等／百五証券株式会社 金融商品取引業者／東海財務局長（金商）第134号 加入協会／日本証券業協会

百五銀行金融商品仲介業務のご留意事項

■口座開設やお取引内容などのお客さまの情報は、百五銀行と百五証券の双方で共有します。お客さまの情報共有について詳しくは、『株式会社百五銀行と百五証券株式会社との情報共有にかかる同意書』をご参照ください。

■金融商品仲介業務に関するご留意事項

●金融商品仲介業務とは、百五銀行が百五証券の委託を受けて、お客さまに対して証券取引口座の開設や外国証券などの有価証券の売買注文などの勧誘を行うとともに、お申込があった場合に百五証券へ次ぐ業務です。●証券取引口座の開設ならびに当該口座を通じて行う有価証券のお取引は、お客さまと百五証券のお取引となります。株式など一部商品の売買注文については、百五銀行の窓口ではお取扱しておりませんので、百五証券担当者を通じてお受けいたします。●百五証券から金融商品やサービスに関する各種ご案内のために、訪問・勧誘（電話勧誘を含む）を行うことがあります。●金融商品仲介業務でお取引を行う商品は、預金ではなく預金保険の対象ではありません。

●金融商品仲介業務でお取引を行う商品は、元本が保証されている商品ではありません。●金融商品仲介業務で行うお取引による損益は、購入者に帰属します。●百五銀行と百五証券は別法人であり、百五証券とお客さまのお取引の有無が百五銀行のお取引に一切影響を与えるものではありません。●金融商品仲介口座の取扱商品・サービスの提供方法は、直接百五証券で証券取引口座を開設した場合と異なることがあります。

※紹介による証券取引口座開設について

●紹介による証券取引口座開設とは、百五銀行が百五証券へ紹介を行い、以後、証券取引口座の開設や株式・外国証券などの有価証券の売買注文などの勧誘・事務手続きなどすべてを、直接百五証券担当者が行う業務です。●紹介による証券取引口座開設をご希望される場合は、別途お手続きが必要になります。●百五銀行と百五証券は別法人であり、百五証券とお客さまのお取引の有無が百五銀行のお取引に一切影響を与えるものではありません。

委託金融商品取引業者 商号等／百五証券株式会社 金融商品取引業者／東海財務局長（金商）第134号 加入協会／日本証券業協会